

大学院特別研究生規程

(大学院学則第30条)

第1条 この規程は、本学大学院学則第30条に規定する特別研究生について必要な事項を定めるものとする。

第2条 特別研究生は、研究科委員会により定められた指導教員の指導のもと、講義・演習の受講及び研究施設等を利用することができる。

第3条 特別研究生の研究期間は、1年とする。研究期間の更新に関する事項については、各研究科の定めるところによる。

第4条 特別研究生の出願は、定められた期日までに学長に願い出なければならない。

第5条 特別研究生として在籍を許可された者は、誓約書（所定用紙）を提出しなければならない。

2 定められた期間内に手続を完了しない者については、許可を取り消すことがある。

第6条 特別研究は次の選考料・登録料・受講料を納入しなければならない。

選考料 10,000円（継続の場合は不要）

登録料 50,000円

受講料 10,000円（半期1科目）

20,000円（通年1科目）

第7条 特別研究生には、この規定に定めるもののほかは、本大学院学則を準用する。

第8条 この規定の改廃は、大学院委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

大学院文学研究科特別研究生内規

本学大学院特別研究生規程第3条に基づき、下記のとおり定める。

第1項 文学研究科特別研究生の研究期間は、大学院前期課程修了者は1回（通算2年）、後期課程単位修得者は2回（通算3年）更新することができる。

第2項 特別研究生は当該年度終了までに研究報告書を指導教員に提出するものとし、この提出を前項の研究機関更新の条件とする。

第3項 後期課程単位修得者で、研究更新期限（通算3年）終了後更に研究期間の延長を希望する者には、研究科委員長は研究科委員会の議を経てこれを認めることがある。なお、この延長希望の申請には、研究業績（論文1篇以上）並びに指導教員の意見書を添えるものとする。

附 則

この内規は、昭和62年4月1日から施行する。